

不特許事由の関連規定及び沿革

○現行法（平成 6 年の一部改正後）

（特許を受けることができない発明）

第三十二条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

※ 昭和 50 年の一部改正では、我が国産業の技術水準の向上や、国際的動向に順応するために、制定時の1～3号が削除された。

また、平成 6 年の一部改正では、TRIPS協定 27 条 1 の規定に従うとともに、我が国の原子力産業の技術水準が国際的にも遜色ないレベルに達しつつあり、産業保護の観点から不特許事由として存置する理由が乏しくなったことを踏まえ、制定時の4号も削除された。

・特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 19 版〕』94 頁（発明推進協会，2012）

「本条は、二九条に規定する発明であっても公益的な理由から特許することができない発明について規定している。

本条は、その立法趣旨を説明するまでもなく当然のことである。すなわち、産業上利用することができるような発明であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するような発明については特許すべきではないのである。」

（条約の効力）

第二十六条 特許に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。

（拒絶の査定）

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 （略）

二 その特許出願に係る発明が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであるとき。

三～七 （略）

（特許無効審判）

第二百二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効に

することについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 (略)

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたとき(その特許が第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)

三～八 (略)

2 (略)

[参考:平成 26 年の一部改正後]

(特許異議の申立て)

第百十三条 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号のいずれかに該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る発明については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一 (略)

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。

三～五 (略)

○パリ条約

第 4 条の 4 販売が法律によつて制限されている物に係る発明の特許性

特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によつて生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由としては、特許を拒絶し又は無効とすることができない。

○TRIPS 協定

第 27 条 特許の対象

(1) (2)及び(3)の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性(注)のあるすべての技術分野の発明(物であるか方法であるかを問わない。)について与えられる。…技術分野…について差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

(注)(略)

(2) 加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること(人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。)を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

(3) (略)

○沿革

明治32年法

第二条 左ニ掲クル発明ハ特許ヲ受クルコトヲ得サルモノトス

- 一 飲食物、嗜好物
- 二 医薬又は其の調合法
- 三 秩序又は風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ

明治42年法

第六条 左ニ掲クル発明ニ付テハ之ヲ特許セス

- 一 飲食物、嗜好物
- 二 医薬、其ノ調合法
- 三 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又は衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

大正10年法

第三条

左ニ掲クル発明ニ付テハ之ヲ特許セス

- 一 飲食物又ハ嗜好物
- 二 医薬又ハ其ノ調合法
- 三 化学方法ニ依リ製造スヘキ物質
- 四 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又は衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

昭和34年法（制定時）

（特許を受けることができない発明）

第三十二条 次に掲げる発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

- 一 飲食物又は嗜好物の発明
- 二 医薬（人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以

- 下同じ。) 又は二以上の医薬を混合して一の医薬を製造する方法の発明
- 三 化学方法により製造されるべき物質の発明
 - 四 原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明
 - 五 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明